

議案第15号

令和7年度 奈義町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奈義町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115,050千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月4日 提出 奈義町長 奥 正 親

令和8年3月4日 議決 奈義町会議長 岡 立

第 1 表

歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		77,650	3,088	80,738
	1 後期高齢者医療保険料	77,650	3,088	80,738
4 繰入金		28,796	△3,268	25,528
	1 一般会計繰入金	28,796	△3,268	25,528
歳入合計		115,230	△180	115,050

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 予備費		1,246	△180	1,066
	1 予備費	1,246	△180	1,066
歳 出 合 計		115,230	△180	115,050

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	104,100	0	104,100			△3,268	3,268
5 予備費	1,246	△180	1,066				△180
歳出合計	115,230	△180	115,050			△3,268	3,088

2 歳 入

(1 款) 後期高齢者医療保険料

(1 項) 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1		後期高齢者医療保険料	77,650	3,088	80,738			
	1	後期高齢者医療保険料	77,650	3,088	80,738			
		1 後期高齢者医療保険料	77,650	3,088	80,738	1 現年度分	2,926	・ 特別徴収保険料 4,271 ・ 普通徴収保険料 Δ 1,345
						3 過年度分	162	・ 過年度分普通徴収保険料
4		繰 入 金	28,796	Δ 3,268	25,528			
	1	一般会計繰入金	28,796	Δ 3,268	25,528			
		2 保険基盤安定繰入金	26,445	Δ 3,268	23,177	1 保険基盤安定繰入金	Δ 3,268	・ 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(2 款) 後期高齢者医療広域連合納付金

(1 項) 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額				
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2			後期高齢者 医療広域連 合納付金	104,100	0	104,100			△3,268	3,268			
	1		後期高齢者 医療広域連 合納付金	104,100	0	104,100			△3,268	3,268			
		1	後期高齢者 医療広域連 合納付金	104,100	0	104,100			△3,268	3,268			

